

女性活躍推進に関する行動計画

計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日

①有給休暇取得率の向上を目指します

保育現場においては、職員配置基準の厳しさや昨今の採用難により、人員不足や非正規職員が多くなり、正規職員の有給休暇取得率が令和4年度実績で57.6%となっています。

職員の心身のリフレッシュや働くモチベーションを向上させるためにも職員採用を増やし、有給休暇の取得率を、今後3年間で70%に、5年間で75%にすることを目標とします。

②正規雇用職員の割合を増やすことを目指します

正規雇用の保育士不足により、シフト勤務の組み立てが難しく、疲弊する様子が年を追うごとに増えてきています。

現在、総職員数の38%が非正規職員となっており、多い状態となっています。

非正規雇用職員の働くニーズとして、家庭と仕事の両立や早朝、夕刻の勤務ができないと理由が最も多くなっています。この労働環境を改善するために、賃金アップや柔軟な勤務時間の調整等を検討した後、非正規職員の割合を今後3年間で30%に、5年間で28%に改善することを目標とします。

男女の賃金の差異について

- ①算定期間⇒令和4年4月1日～令和5年3月31日
- ②対象職員⇒正規雇用及び非正規雇用の全職員
(法人役員と兼務する施設職員も対象とする)
- ③算定の方法⇒●算定期間において1日でも雇用した職員数の延べ人数
(期間内で退職した職員も含む)
●非正規雇用職員については、正規雇用者換算等を行わず純粹に実人数として計算

雇用形態	男女の賃金の差異
正規雇用職員	60.0%
非正規雇用職員	177.3%
全職員	75.9%

追加説明

法人役員と兼務する職員（女性2名 男性3名）を除いた賃金の差異は

正規雇用職員 82.6%
非正規雇用職員 177.3%
全職員 108.9%

という結果になりました。